

平成27年 第4回教育委員会会議録

1 日 時

平成27年3月19日（金）

開会 10時00分

閉会 11時15分

2 場 所

教育委員会室

3 出席した委員

金田清委員長、横山真紀委員、橋正徹委員、中村健一委員、眞鍋知子委員、木下公司教育長

4 説明のため出席した職員

青木哲雄教育次長、平畠敏彦教育次長、齊田正活教育次長、金戸清外志教育次長兼庶務課長、表純一教育次長兼教員指導力向上推進室長、竹中功教育次長兼学校指導課長、宮崎栄治教職員課長、坂井芳子生涯学習課長、柴田政秋文化財課長、森山喜博スポーツ健康課長

5 議案件名及び採決の結果

議案第10号 石川県教育委員会会議規則等の改正について (原案可決)

議案第11号 平成27年度石川県教科用図書選定審議会委員の

委嘱（任命）について

(原案可決)

議案第12号 人事異動について

(原案可決)

6 報告案件

第1号 平成27年度学校教育指導の重点について

第2号 平成26年度石川県社会教育委員の会議における協議のまとめについて

第3号 人事異動について

7 審議の概要

・開会宣言

金田委員長が開会を告げる。

・会議の公開・非公開の決定

議案第11号、議案第12号及び報告第3号は、人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項に基づき非公開とすることを、全会一致で決定。

・質疑要旨

議案第10号 石川県教育委員会会議規則等の改正について
(金戸教育次長兼庶務課長説明)

資料1頁をお開きください。

これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正などに伴いまして、教育委員会規則8件、規程2件の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、(1)は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴うもの、(2)は組織改正に伴うもの、(3)は県立中学校の学期変更に伴うものでございます。

それでは、各規則等の改正箇所について説明いたします。

2頁をお開きください。

「石川県教育委員会会議規則」の全部改正でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、従来の教育委員長と教育長が新たな教育長に一本化されることに伴い、これまで委員長が行うこととされていたものを、教育長が行うと改めるなどの規定の整備を行うものであります。

以下、21頁の「石川県教育委員会文書管理規程」まで同様に、今申し上げた法令の改正に合わせた関係規定の改正を行うものであります。

なお、施行日につきましては、いずれも平成27年4月1日としておりますが、改正法と同様に現在の教育長が在職する間は適用しない旨の経過措置を附すこととしております。

次に組織改正に伴うものであります。

以下、新旧対照表により説明をさせていただきます。

28頁をお開きください。

「石川県教育委員会事務局等組織規則」の改正でございます。

来年度は現在の教育振興基本計画が、実施期間の中間年を迎えることから、その改定を行うため、事務局内に新たに教育振興推進室を設置するものであり、これに伴う規定の整備を行うものであります。

改正の内容は、第4条に同室を本庁の分課として追加し、次の第5条には同室の分掌事務を規定します。

なお、分掌事務は「教育振興基本計画に関すること」といたしております。

次のページの第9条は、内部組織の職と職務を規定しております。

教育振興推進室には、室長以下4名の専任の室員を配置することとしており、これらの室員に係る職及び職務に係る規定を追加するものでございます。

次に33頁をご覧ください。

「石川県教育委員会文書管理規程」の改正でございます。

本規程の改正も、先程申しました教育振興推進室の設置に伴うものであります。

施行日につきましては、いずれも平成27年4月1日としております。

次に34頁をご覧ください。

「石川県立中学校規則」の改正でございます。

現在、金沢錦丘中学校は県内中学校で唯一の2学期制を実施している学校ですが、併設の金沢錦丘高等学校が、新年度、2学期制から3学期制に変更することから、中高一貫教育の充実を図るため、同校の学期を併設の高等学校と同様に変更することに伴い、学期について規定している第6条を改めるものでございます。

施行日につきましては、平成27年4月1日としております。

改正の内容については、以上のとおりでございます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

【質疑】

(金田委員長)

法律に則った形で、進めていただくということですね。

ただ、教育長の任期の間は、石川県は旧法で行くということですね。

(木下教育長)

それまでの間は、経過措置により従前のとおりとなります。

(橋正委員)

新教育長体制が動き出すのは、いつ頃からになるのでしょうか。

(木下教育長)

平成28年の4月からになります。

(橋正委員)

1年後の4月からですね。

(木下教育長)

そうです。

(金田委員長)

法律の施行は、今年の4月1日からになるんですね。

(木下教育長)

法律が施行されるのは、今年の4月1日からになるのですが、新たな教育長の任命に関しては、法施行前の教育長の任期の間は、なお従前の例によるとの経過措置の規定があり、その適用が停止していると言うことになります。

(金田委員長)

新法の中に、旧法が入ってくるという運用の仕方ですね。

学校教育の支障のないようにお願いします。

それから、教育振興推進室と言うのは、法による新たに策定する大綱とは関係なく、県が今持っている教育振興推進計画に関係するものですか。

(木下教育長)

県の教育振興推進計画の改定を行うところになります。

この計画は、中間年であります5年目を迎えることから、見直すものになります。

(金田委員長)

確かに、この計画は10年というスパンでしたよね。

(木下教育長)

やはり、改定せずに10年置くというのは、長すぎると言うことでして、一般的な長期の計画は、だいたい中間年で改定して、延長していくということになっていますので、本計画も新年度、1年かけて見直すと言うことになります。

(金田委員長)

教員指導力向上推進室と教育振興推進室、推進室が2つあると言うことになるんですね。

(木下教育長)

そうです。

(金田委員長)

組織が大きくなると非常に難しい局面も出て来ますので、上手く組織を動かしていただきたいと思います。

(横山委員)

石川県は1年後、来年4月からと言うことですが、全国的にはどのような状況になるのでしょうか。

(金戸教育次長兼庶務課長)

全国の数字はまだ把握していませんが、この4月から、新教育長制度をスタートさせる都道府県や市町村が、一部あるということは、新聞報道等で承知をしております。県内にも、市町のいくつかで新教育長制度を、この4月から実際に施行するという話を聞いております。

(木下教育長)

4月からの施行には2種類ありますて、1つ目は、教育長の任期が到来して法施行後にルールとして教育長が替わるというところは、自動的に新教育長になっていくということになるのですけれど、経過措置の規定を活用せずに、形式的に現在の教育長が辞職して、この4月1日に新しく、また同じ方がなるとか、改めて別の方がなるとか、そう言う形で経過措置の規定を適用せずに、この4月からの制度改革を適用されたところもあるという

ことで、2種類の形がございます。

(横山委員)

分かりました。

(金田委員長)

では、この件につきまして、他にご発言はありませんでしょうか。

それでは、採決を求めます。

(全委員)

異議なし。

報告第1号 平成27年度学校教育指導の重点について

(竹中教育次長兼学校指導課長説明)

資料37頁をご覧ください。

1の作成の目的ですが、本県学校教育の指導の向上を図るために、市町教育委員会や学校等に対し、平成27年度の本県学校教育における指導の重点を示すためであります。

2の平成27年度版の作成にあたりましては、石川の教育振興基本計画に従って作成しております。

38頁から40頁には基本計画に従いまして、基本理念、めざす人間像、基本目標等をお示しております。

次の41頁から45頁には、各校種別等の指導の重点をお示ししております。

これは、学習指導要領等を踏まえて作成しているものであり、年度ごとに大きく変更するものではありませんが、その中でも特に当該年度の重点となる目標を明確にするために、本年度の重点を示しております。

本日は、この本年度の重点の主なポイントについて説明させていただきます。

まず、41頁の幼稚園については、平成27年度におきましても道徳性の芽生えを培うために、環境の構成や教師のかかわりを工夫し、幼児期にふさわしい生活を通してよりの必要性などに気付かせることを重点としております。

次に、42頁の小中学校についてでございます。

学力向上においては、活用力の育成に加え、平成27年度の新規事業であります能動的学習推進事業等を踏まえまして、②にありますように多様な思考を導き出す課題設定の工夫や、ICTの効果的な活用、探究型・討論型の学習に取り組み、主体的な学習態度や学習意欲の向上を図ること、

また、道徳教育においては、この3月に新しい学習指導要領の改訂が予定されていますけれども、③にありますように「ふるさとがはぐくむ道徳いしかわ」、今年度はDVDの映像資料も作成しております。

それから「私たちの道徳」、国が作成した資料などの児童生徒の心に響く教材を効果的に活用し、多様な指導方法を通して、郷土を愛する心や思いやりなどの道徳性の育成を図ることなどを主な重点としております。

43頁の高等学校につきましては、先の教育委員会会議で説明させていただきました『高等学校「学びの力」向上アクションプラン』を受けまして、①にありますように自校のスクールポリシーに基づく学力スタンダード・シラバス等を作成し、意図的・計画的な指導を行うとともに、②にありますように論理的・批判的思考力の育成を意識した授業、ＩＣＴの効果的な活用など学校あげての授業改善に組織的に取り組み、生徒の進路実現を図ること、また③では地域社会の一員として、ふるさとを愛し、地域社会の活性化に向け主体的に参画できる人材を育成することを重点としております。

44頁の特別支援学校につきましては、④にありますように交流及び共同学習などの活動を工夫し、深化・発展に努めること、

それから45頁の生徒指導でございますが、いじめを見逃さない、風通しのよい学校づくりを進めるとともに、「居場所づくり」と「絆づくり」を中心に「魅力ある学校づくり」を進め、不登校の未然防止を図ること、

また、平成27年度新たに、③でございますが情報の信憑性や価値を正確に評価し、メディアを適切に活用するメディアリテラシー教育を保護者と連携し、組織的に推進することなどを重点としております。

以上で説明を終わります。

【質疑】

(眞鍋委員)

この重点事項を示すとは、どのような方法で、例えば、パンフレット等を作つて配付するとかいう形なんでしょうか。

(竹中教育次長兼学校指導課長)

まだ、印刷は出来ていませんが、冊子にして、各学校に3部配付させていただいております。また、県教育委員会のホームページにも掲載する予定にしております。

(眞鍋委員)

それでしたら、例えば「幼稚園教育指導の重点」の部分も、小中学校の方も見られるというようなことですか。

(竹中教育次長兼学校指導課長)

そうです。全て見られるようになっています。

(眞鍋委員)

分かりました。

あと、少し分からぬところがありまして、最初に説明いただいた41頁の「幼稚園

教育指導の重点」の一番下、「本年度の重点」の②「環境の構成」ですが、説明いただいたときに、具体的なものがイメージ出来なかったので、少しご説明いただけますか。

(竹中教育次長兼学校指導課長)

少し分かりづらい表現でしたが、幼稚園の園庭にある遊具とか、教室内にある様々な教材・遊具等の整備のことと言っております。

(金田委員長)

一種の教材だね。

(竹中教育次長兼学校指導課長)

はい。教材の配置ということです。

(眞鍋委員)

分かりました。

(金田委員長)

45頁の「生徒指導の重点」、いじめは喫緊の問題で、どこの県でも大事な部分で、「本年度の重点」の②「小中連携」を取り上げてあるのは、非常に良いことだと思います。情報の共有というものが、非常に大事になって来ましたね。

小学校と中学校が連携していく、あるいは地域と連携していく中で、情報を共有していく、いじめや不登校において、情報は非常に大事なことだと思いますね。そう言う意味で、重点として情報の共有・連携をあげていただいたということは、良いことだと思いますね。

どうでしょうかね、保育園からの情報と言うものも、交換しているものですかね。

(坂井生涯学習課長)

小学校にいましたときは、新入生を迎えるときに、幼稚園や保育園に教員が出向きました、子供たちの様子を先生方にお聞きしておりました。そう言った連携を、また、学童保育の方や地域とも連携をしておりました。

(金田委員長)

なかり組織として連携をしているんだね。

(橋正委員)

私の経験から言うと、幼稚園等のいろんな行事等についても、お互いに行き来して、日頃から子ども達の顔が、良く分かる状態になっていましたね。

もちろん、学校に上がる直前には、今、坂井課長から説明のあったように、実際に向こうに行って顔を見たり、必要な書類に目を通したりして、この子はどういう子なんだということは、十分に理解して、学校に受け入れる体勢を作っているかと思います。

日常的にも、幼稚園等の行事等については、招待状も来ますし、そこに行っては、先生方と

話しもしますし、子ども達の顔も見ますし、年間通じて、そう言ったきめ細かい情報交換をやっていると思いますね。

(金田委員長)

未然防止や早期発見、早期対応は、情報がないことには出来ないですね。やはり、情報を共有していく、発信していくことが、大事だと思いますね。

(横山委員)

45頁の「生徒指導の重点」というところで、お願いなんですが、この中に、何度もキーワードとして登場してくる「未然防止」という言葉、これが今年度は、非常にしっかりと書かれており、とても重要なことだと思います。

こうした項目が、セオリーが、ちゃんと書かれていることは、ふり返りになり、良いことだと思いますが、ここに書かれていませんが、生徒といかに時間を多くとるかと言うことと、誰にもサインを出すことの出来ない、親にも先生にも相談すること出来ない子どもいるので「絶対、君を守るから」と、本当のヘルプを聞く場所をお願いしたいなと思います。

(金田委員長)

そうですね。大事なことですね。

一人一人の生徒を見捨てることなく、この指導の重点に沿って、次年度もまたよろしくお願いします。

報告第2号 平成26年度石川県社会教育委員の会議における協議のまとめについて

(坂井生涯学習課長説明)

資料46頁をご覧ください。

初めに1年の年間のテーマでございますが、今年度のテーマは、「社会全体で取り組む家庭教育支援について」でございます。

2の会議の経過ですが、第1回目は「家庭教育の考え方・現状と課題」、第2回目は「親学びへの支援のあり方」、第3回目は「地域による家庭教育支援のあり方」について協議が行われ、第4回目に協議のまとめが行われました。

3の協議のまとめでございますが、資料の下段左側の(4)にありますように「今後求められる家庭教育支援の方向性」といたしまして、県や市町の行政では、①乳幼児期から切れ目のない学びの機会を提供・充実、②親子と地域のつながりをつくる取組の推進、③支援ネットワークの構築、④地域全体で取り組める運動の展開を柱として福祉部局と連携した、押しつけでないゆるやかな支援を進めていくことが大事であるということです。

また、地域では学校・公民館・保育所・PTA・社会教育関係団体等が、各々のノウハウや持ち味を生かし、学習の機会の提供や親子のふれあいの機会の提供などの支援を進めていくことが大切であるということでございます。

以上のように協議が行われましたが、社会教育委員の会議で出されました意見を今後の県の施策に反映させるとともに、市町の社会教育委員の方々や生涯学習担当職員などが集まる機会を捉えて、広く伝達していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

【質疑】

(眞鍋委員)

今、説明いただいたものを具体的な施策にしたものが、左下「県（生涯学習課）の取組」の①、②でよろしいのでしょうか。

また、社会教育委員の4回の会議で、話し合われたことの具体的な施策の展開は、来年度以降に、こういうふうに繋がりますとか、そういうものがあるのなら教えてほしい。

(坂井生涯学習課長)

資料の左下の「H27県（生涯学習課）の取組」という、この部分に活かすことにしています。

1つ目は、親学び講座「肝心かなめの1年生塾」開催支援事業というものを、行ったのでございますが、新年度は、新中学1年生の保護者も対象として、実施したいと考えております。

2つ目ですが、親子がふれ合える機会を増やすということで、生涯学習センターにおきまして、「ファミリーカレッジin本多の森」を開設したいと考えております。

(眞鍋委員)

何人位の方を対象に、どのような内容で行うのか、具体的なことが分かれば教えてほしい。

(坂井生涯学習課長)

まず、親学び講座「肝心かなめの1年生塾」でございますが、こちらの方は、平成26年度に新規事業として、させていただきました。これは、新小学校1年生の入学説明会を利用して、保護者の皆さんに冊子を配付しまして、子ども達の発達脳科学とでも言いましょうか、そう言う新しい視点から、生活リズムを整えて、小学校の準備をいたしましょうと言うような内容で、行わせていただきました。この冊子は、新小学1年生の保護者全員、それから、今年度は現在の1年生と2年生の保護者にも、配付させていただきました。

また、新年度に行います新中学1年生の部、こちらの方は、どちらかと言うと、反抗期や思春期を迎える難しくなる中学生に、中学1年生になるお子さんをお持ちの保護者の皆さんに、子ども達が変わってきたということに対して、子どもに自分の力で乗り越えさせるそう言ったことや、思春期で難しくなるが、それは成長の段階であるんだということをご理解いただけるような冊子を、現在制作中でございますが、保護者の方に冊子を手に取っていただいて、子どもに対する対応を、学んでいただけたらというように考えております。これは新年度に、小学6年生のお子さんをお持ちの全保護者の皆さんと、中学1年生の保護者に配りたいと考えております。

次に「ファミリーカレッジin本多の森」、これについては、広く公募をして行いたい

と考えております。

(中村委員)

社会的に「核家族化」とか、「共稼ぎ」とか、「少子化」とか、いろんな意味で孤立化、親子の絆が薄くなっている中で、今、問題なのが、こういったところに出てこない親なんです。こういう機会に出てくる親は、子育てに熱心で、また、そう言う気持ちがあるんですね。今、一番困るのが、子を想わない薄情な親、この薄情な親の子どもが素行が悪い。悲しい関係にあるわけですね。ここを救うということが、なかなか難しいことで、一番の問題が、課題がそこにあると思いますね。

(坂井生涯学習課長)

そう言うことをいろいろ考えまして、この親学び講座「肝心かなめの1年生塾」でございますが、先程も申しました入学説明会、それから修学時検診、ほとんどの親が集まるそういう機会を利用して、県内の全小学校で実施していただくことが出来ました。

そこで校長や教頭、あるいは退職された先生が講師になりまして、いろいろと子ども達のことについて、説明をしていただいたということで、初年度として、全校でやっていただいたということで、非常にありがたいと思っております。

(中村委員)

少しは前進ですが、ただ、親がその1回のお話で、その様にやっていけるかと言うとなかなか難しい。

本当に手の届かないところに厳しい問題が、我々の片側にあると言うことも認識しておかないとまずいと思いますね。

(金田委員長)

親になることは簡単かも知れないが、親であり続けることは難しいですね。中村委員が言われたように、社会現象なのか、子どもが成人するまで見守る、親であり続けることが欠如していく世の中になってきている訳ですよね。そこはやはり、国・県・社会全体で、かけがえのない子どもをどう育てていくか、見守っていくかと言うところに尽きると思いますね。

(中村委員)

祖父母のいるところの子どもは、軽が良いとか、そんな話も出てきていますよね。

(金田委員)

この親学び講座、大変すばらしいと思うのですが、こういうことをしなければならないという実態が悲しい。親に力量がないと言いますか、

(木下教育長)

親に対する教育の第一歩として、こういうことをやってみているのだけれども、ひとつの

視点は、祖父母がいらっしゃらなく、親2人で育てている場合に、子どもに対する育て方等のいろいろな言い伝えとかを、どこまでご両親が理解しているかと言う部分もありますので、少し科学的な根拠も添えて、なぜ、そういうふうに言われているかと言うところを、しっかりとお示しする形で、作らさせていただいたと言うことです。

(中村委員)

後ひとつ、各学校のPTAを利用して、もう少し何か出来ないか、親同士の交流、昔から見ると、なんかそう言うものもなくなってきていますから、今、本当に人間関係が、希薄になってきていますので、その辺でもっと、PTAも一所懸命にそう言う活動をするとかね。

他所の子どもを怒れない世の中になってきている。もし怒ったら、その親に文句を言われるようで、遠慮してしまう。悪いことは悪いと、他の親でもはつきりと言えるようなことが、普通だと思うのですが、そう言う面もPTAがもう少し、自分の子どものことも含めて、もう少し輪を広げてもらうことを、やっていただくこともひとつかなと思います。

(木下教育長)

ひとつは親御さんに事前に、どう情報を提供するかと言うことと、川崎の事件のように事が起こった時に、どう家庭と学校が上手く接触出来るようにするかと言うこと。

もう一点は、資料の左下(4)の③「支援ネットワークの構築」と言うことで、川崎の事件の場合も、地域社会の大人は気づいていなかった、あるいは、地域社会の大人からの学校への情報が、欠落していたと言うところが大きな問題ではないかと、子ども達は知っていたけど、大人は知らなかつたと言うところは、やはり目配せと言いますか、そう言うところに、大人の長けた部分があるかも知れないなと言うことで、今、中村委員も言いましたように、PTAもそうなんですが、様々な団体も、少し子ども達に目配せをしていくと言うような、出来る範囲でと言うゆるやかな形での目配せを、やっていく必要があるのかと言うことで、

これは、システムを作らないといけないので、来年、直ぐに出来るとか言う問題ではないので、中期的な形で、今後検討していかなければいけないなと思っています。

(横山委員)

全員がいるときに発信をしていくと言うことは、とても重要ですが、親同士が、お互いにどうすればいいと相談し合うと言う仕組みは、小さな集団、単位であればあるほど深くなっています、集会のような場でバッと言われても、そのままスルーで終わってしまうのですが、クラス単位であったり、部活動単位であったり、そんな連携を、小さなコミュニケーションや絆は、目配せや気遣いも出来たりして、小さな一歩になるので、是非その辺りもよろしくお願いします。

(金田委員長)

以降の審議については、非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

議案第11号 平成27年度石川県教科用図書選定審議会委員の委嘱（任命）について（非公開）
竹中教育次長兼学校指導課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

（金田委員長）

人事担当教育次長以外の教育次長と、庶務課長及び教職員課長以外の課長の退出を促す。

報告第3号 人事異動について（非公開）

宮崎教職員課長が説明した。

（金田委員長）

教職員課長の退出を促す。

議案第12号 人事異動について（非公開）

金戸教育次長兼庶務課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

・閉会宣言

金田委員長が、閉会を告げる。